

○×問題（令和6年度）

- 1 生徒指導のため宵宮の定例的な見回りを行った場合は、補導業務の手当に該当せず、また時間外勤務を命じることができない用務のため、勤務に関する措置を講ずることはできない。

正解 ×

時間外勤務を命じることができる4項目には該当しないが、「修学旅行等の引率等に係る4週間単位の

変形勤務時間制について」の対象業務に平成29年度 地域祭の巡回及び登下校中の交通安全指導における児童又は生徒に対する指導業務が該当することとなったため、校長の判断で勤務時間の割り振り変更を行い、4週間の中で勤務時間の調整をすることができる。（青市教委学179号（H29.5.10））

- 2 学校行事である一泊二日の宿泊学習の引率職員に勤務時間の割り振り変更を行った。1日目の勤務は7：55～20：55（休憩1時間）の12時間。2日目の勤務は児童の起床時間から勤務とするため6：00～16：25（休憩1時間）の9時間25分。超過した合計5時間55分を4週間で合計155時間に調整した。

正解 ×

4週間単位の変形勤務時間制については、留意事項の中に「勤務時間の割り振りは、15分を単位として、～略～ 活動を予定している時間の範囲内で行う」とあるため、9時間25分の勤務時間を割り振ることはできない。2日目は9時間15分、9時間30分などの15分単位の勤務時間にする。

- 3 8月31日（土曜）に住居を移転した。9月1日は週休日のため、9月2日（月曜）より新住居からの通勤を開始した。通勤届の事実発生日は9月2日となり、10月分から通勤手当の額の改定としてよいか。（通勤届は15日以内に提出された。）

正解 ×

移転による住居の変更のための通勤手当の額を改定する場合、事実発生日は移転

日に通勤の事実があった場合を除き、移転の完了した日の翌日となるため 9 月 1 日が事実発生日となる。

※住居の移転を伴わないで通勤方法を変更する場合は、事実発生日は「実際に変更後の通勤方法により通勤を開始した日」となる。

※参照 通勤手当認定マニュアル ⇒ P 5 - 1 3 「事実発生日」、P 8 4
「質疑応答集 問 1 8」

- 4 自宅から勤務する学校までの最短距離は 1.9 k m である。四輪自動車通勤するのだが、経路内に他校のスクールゾーンがあり通勤時間に通行できない区間がある。迂回すると 2.1 k m となるため通勤手当支給対象と報告した。

正解 ×

青森県教育委員会の通勤手当認定マニュアルによると、「通勤手当の支給要件」は「徒歩により通勤するものとした場合、通勤距離が片道 2 k m 以上あること」と定められている。

この経路は車の通行はできないが、歩行者が通行できる道路のため最短の 1.9 k m を通勤距離と認定する。よって、通勤手当の支給対象とはならないものである。ただし、長期間の工事などにより通行止めになり、歩行者も迂回する場合はその期間、手当対象になる場合もある。

※参考までに、最短距離が 2 キロ以上ある四輪自動車通勤の場合で、一方通行の箇所等のために（迂回ではなく）常に往復の経路が違う場合は往復の合計距離を測定して 2 分の 1 の距離で手当を支給する。

※令和 3 年度出題

- 5 中学 3 年生（長男）と小学 5 年生（長女）の子どもがいる場合で、1 月～3 月の間に子の看護休暇を取得していない場合、4 月から長男が高校生となった時の残日数は、5 日となる。

正解 ○

お見込みのとおり、長女の分 5 日となります。

- 6 中学3年生（長男）と小学5年生（長女）の子どもがいる場合で、1月～3月の間に子の看護休暇を長男のために2日、長女のために1日取得していた時の残日数は7日ですが、4月から長男が高校生となった時の残日数は7日から5日を差し引いて2日となる。

正解 ×

残日数は5日となります。平成31年3月29日付け青教職第1359号で最終改正された「青森県教育委員会職員の服務規程の運用方針」に、子が義務教育を終了したことその他の事由により、子の人数が年の中途において2人以上から1人となった場合の子の看護休暇の期間は、その事由が生じた時点における残日数（当該日数が5日を超える時は5日）の範囲内の期間となると記載されていることから、この例では5日となります。

- 7 子の看護休暇の付与日数が10日の中で、1人につき5日以上取得することはできない。

正解 ×

5日以上の取得は可能である。一の年においてその養育する義務教育を終了するまでの子が二人以上の場合にあっては、10日間の範囲内の期間となっていることから、1人につき5日と指定されているものではないことから取得は可能である。また、「どの子について」看護休暇を取得したのかを記載する必要はありません。